

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年八月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年五月十五日奈良県指令桜土第四七一―一号

平成二十六年六月十九日奈良県指令桜土第四七一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年七月二十三日桜土第六六一―二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年七月二十三日桜土第六七一―一号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄六五四番三、六五四番四、六五四番五及び六五四番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字吉隠七九二番地

ウイルエステート株式会社 代表取締役 萩原孝則

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄六五四番四

下水道 桜井市大字上之庄六五四番四の一部